

様式第1号(第6条関係)

鳥取県



## 鳥取県がん登録届出票 (※)

(1) 届出機関名・所在地

・名称

ふりがな

(2) 患者氏名:

(3) 性別: 1.男 2.女

(4) 生年月日: 1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 年 月 日

鳥取県

市

町

(大字・字)

(丁目、番地、号)

(5) 現住所:

郡

村

(6) 診断名:

腫瘍占居部位

1. 原発 2. 統発(原発巢)

3. 不明

1. 確診 2. 疑診

(7) 病理組織診断名: ( )

※例: 「扁平上皮癌」「高分化腺癌」など

(8) 病巣の拡がり: 1. 上皮内 2. 当該臓器に限局 3. 所属リンパ節転移 4. 隣接臓器浸潤 5. 遠隔転移 6. 不明

(9) 初診年月日: 平 年 月 日 (10) 症状初発年月: 平 年 月 曜

(11) 受診の動機: 1. 有訴受診 2. 健康診断(人間ドック等) 3. 各種がん検診 4. 他疾患治療中 5. その他

(12) 診断・疑診年月日: 平 年 月 日

(13) 診断根拠: 前医の情報も含めて診断の根拠とした検査を、数字の小さい方を優先して一つだけ記入して下さい。

1. 原発巣の組織診 2. 転移巣の組織診 3. 細胞診 4. 部位特異的な腫瘍マーカー

5. 臨床検査 6. 臨床所見のみ

(14) 治療方法: 該当するものの番号には○、最も中心となっている治療方法に、1つだけ◎を付けて下さい。

- |   |         |           |         |           |
|---|---------|-----------|---------|-----------|
| 1. 外科的手術(腹腔鏡手術を含む)                              | }       | →         | a. 治癒切除 | b. 非治癒切除  |
| 2. 内視鏡手術(ポリペクトミーを含む)                            |         |           |         |           |
| 3. 放射線療法  | 4. 化学療法 | 5. ホルモン療法 | 6. 免疫療法 | 7. 対症療法のみ |
| 8. その他(TAE、PEIT、ラジオ波、温熱、レーザー焼灼、MCT/MCNT、骨髄移植、 ) |         |           |         |           |

(15) 生存状況:

1. 生存中(最終生存確認年月日: 平 年 月 日)

2. 死亡(死亡年月日: 平 年 月 日) → 死因 a. がん死 b. 他病死

3. 不明

(16) 患者が貴院受診前に他機関を訪れている場合は、  
その医療機関名を記載下さい。(17) 患者を他機関に紹介された場合はその医療  
機関名を記載して下さい。

この欄は記入しないで下さい。

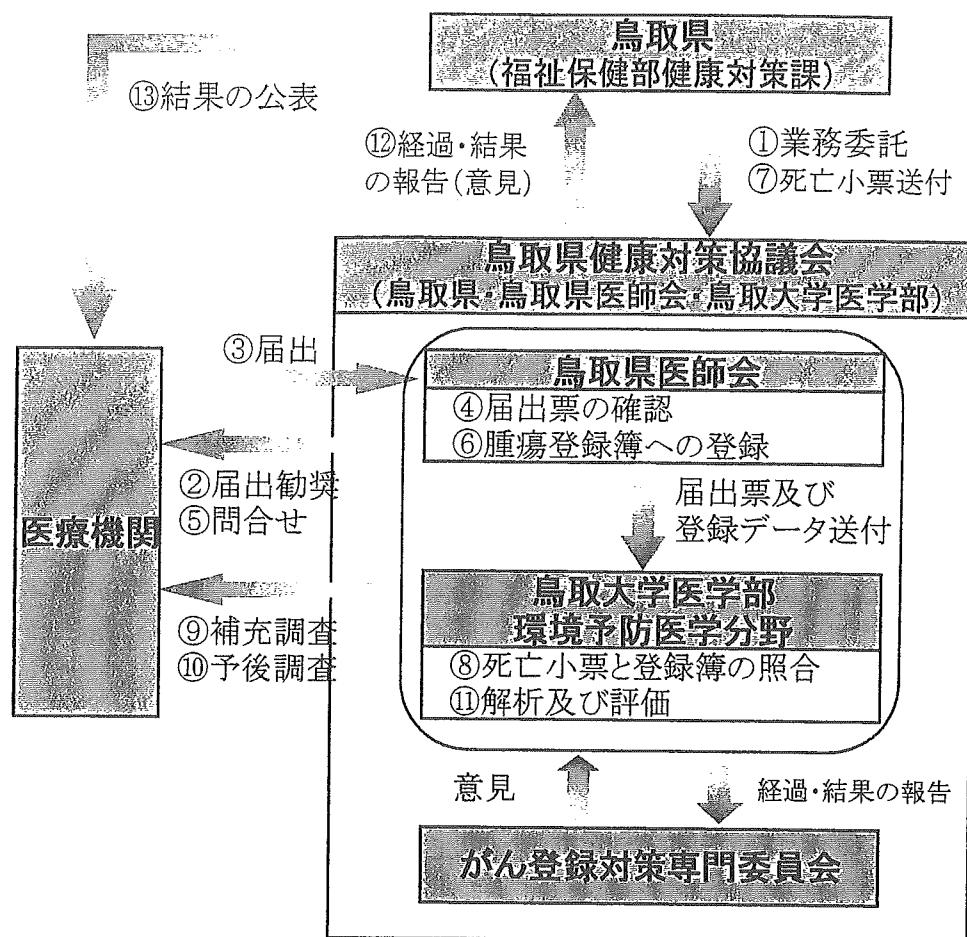
※受付年月日: \_\_\_\_\_

※受付番号: NO. | | | | | | | |

※登録番号: NO. | | | | | | | |

(※) その他同様の届出項目で  
 様式第2号 鳥取県がん登録問い合わせ票  
 様式第3号 鳥取県がん登録補充票  
 様式第4号 鳥取県がん登録追跡票  
 あり(掲載省略)

## ■鳥取県がん登録事業の実施フロー



## 鳥取県がん登録事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県がん登録事業（以下「がん登録」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

第2条 がん登録は、本県における悪性新生物患者の疫学及び診療面での実態を把握するため、悪性新生物の登録を行い、もって悪性新生物予防対策推進上の基礎資料とし、県民の保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (事業の実施)

第3条 がん登録は、県が鳥取県健康対策協議会（以下「健対協」という。）に委託して実施する。

### (登録の対象)

第4条 がん登録は、次に掲げる者（以下「登録対象者」という。）について行う。

(1) 県内居住者で次に掲げる疾患（良性と明記されていない脳腫瘍及び内分泌腫瘍を含む。）と診断又は疑診された者

ア 悪性新生物

イ 上皮内癌

ウ 性質不詳の新生物

(2) 県内居住者で死亡した者のうち、人口動態調査（昭和22年指定統計第5号）死亡小票（以下「死亡小票」という。）のいずれかの欄に悪性新生物又は性質不詳の新生物の記載のある者

### (登録事項)

第5条 がん登録は、登録対象者に係る次に掲げる事項（以下「登録事項」という。）について登録する。

(1) 氏名

(2) 性別

(3) 生年月日

(4) 現住所

(5) 診断名

(6) 病理組織診断名

(7) 病巣の拡がり

(8) 初診年月日

(9) 症状初発年月

(10) 受診の動機

(11) 診断・疑診年月日

(12) 診断根拠

(13) 治療方法

(14) 生存状況

### (登録の方法)

第6条 がん登録は、次により行う。

(1) 届出票による登録

ア 健対協は、医療機関に対し、患者が登録対象者に該当するときは、届出票（様式第1号）の提出を求めることができるものとする。

イ 健対協は、提出された届出票について記入漏れ、重複の有無、疑義又は不明事項の有無等を確認し、必要に応じて届出した医療機関に問い合わせるものとする。この場合、健対協は、当該医療機関に対し、問合せ票（様式第2号）の提出を求めることができるものとする。

ウ 健対協は、登録対象者に係る登録事項を記入するための冊子又は電子媒体（以下「腫瘍登録簿」という。）を作成し、確認済の届出票の内容を腫瘍登録簿に登録するものとする。

## (2) 死亡小票による登録

- ア 県は、管内保健所から死亡小票の写しの提供を受け、健対協に送付するものとする。
- イ 健対協は、腫瘍登録簿と死亡小票を照合して、登録済の登録対象者の死亡が確認された場合は、その旨を腫瘍登録簿に登録するものとする。
- ウ 健対協は、腫瘍登録簿と死亡小票を照合して、死亡小票に未登録の登録対象者が記載されていた場合は、当該登録対象者を腫瘍登録簿に登録するものとする。この場合、死亡診断書を作成した医療機関に対し、当該登録対象者に係る補充票（様式第3号）の提出を求めることができるものとする。

### (予後の調査)

第7条 健対協は、登録済の登録対象者の生死の状況を確認するため、医療機関に対し必要に応じて追跡票（様式第4号）の提出を求めることができるものとする。

2 前条第1号イ及びウの規定は、前項の規定による予後の調査をする場合について準用する。

### (解析及び評価)

第8条 健対協は、第6条及び第7条による登録に基づき解析及び評価を行い、罹患率その他の数値を算出するものとする。

### (結果の報告)

第9条 健対協は、前条による結果並びに第6条及び第7条による登録の状況を毎年1回以上県に報告するものとする。

2 健対協は、前項の報告の提出に当たって、当該報告に係る疾病の予防対策、患者の管理対策等について意見を付することができる。

### (結果の公表)

第10条 県は、第8条による結果を、毎年、速やかに公表するものとする。

### (利用及び提供の制限)

第11条 がん登録に従事する者は、届出票その他のがん登録に係る情報の取扱いを厳重に行うとともに、第2条に掲げる目的以外の目的のために登録対象者に係る登録事項をがん登録に従事する者において利用し、又はがん登録に従事する者以外の者に提供してはならない。ただし、疫学研究への活用等提供することに公益上の必要その他相当な理由があると県が認めるときは、この限りでない。

### (情報の提供)

第12条 県は、前条ただし書の規定により登録対象者に係る登録事項を提供しようとするときは、提供を受ける者に対し、鳥取県個人情報保護事務取扱要綱（平成11年9月29日付鳥取県総務部長通知）に定める個人情報提供申請書のほか、次に掲げる書類のいずれかを提出させるものとする。

(1) 承認済の倫理審査申請書

(2) 承認済の研究計画書その他前号に準ずる書類

### (雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、がん登録の実施について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月26日から施行し、平成17年度事業から適用する。
- 2 成人病登録実施要綱は、廃止する。

## 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

### 第1 個人情報取扱事務の登録簿への登録及び閲覧に関する事務手続

条例第6条に規定する個人情報取扱事務の登録簿への登録及び閲覧は、別記第1「個人情報取扱事務登録簿への登録及び閲覧について」により行うものとする。

### 第2 個人情報の提供に関する事務手続

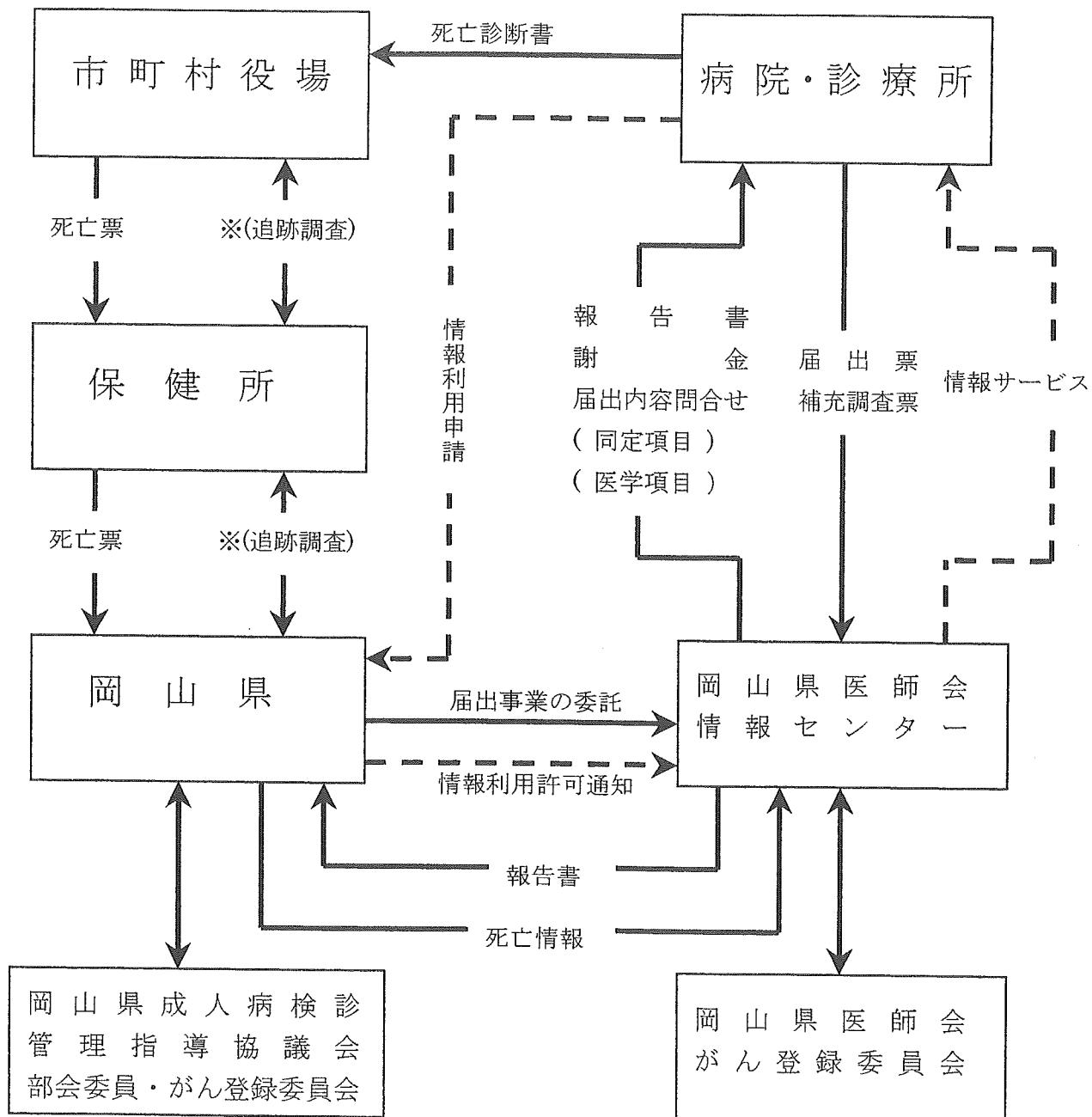
- 1 実施機関が個人情報を当該実施機関以外のものに提供するときの判断基準等については、別記第3「個人情報の提供に係る事務処理について」を参考にすること。
- 2 実施機関が個人情報を提供する場合において、個人の権利利益を不当に侵害することができないようにするため、条例第8条第3項の規定により必要な制限を付し、又は必要な措置を講ずるよう求める必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し「個人情報提供申請書」（様式第2号。以下「提供申請書」という。）を実施機関に提出させるものとする。
- 3 実施機関は、提供申請書の提出があり個人情報を提供する場合には、「個人情報提供通知書」（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。  
なお、個人情報が提供できない場合には、理由を付して、その旨を当該申請者に通知すること。
- 4 提供に当たっては次の点に留意すること。
  - (1) 実施機関が実施機関以外のものに個人情報を提供する場合には、提供先には条例の規定が適用されないこと。
  - (2) 提供に当たっては、提供する個人情報の内容、個人情報を提供する必要性、提供先における使用方法、守秘義務の有無及び保護措置等を勘案すること。
- 5 条例第8条第4項の規定により、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合には、「鳥取県個人情報保護条例の施行について」（平成11年9月29日県民第2298号鳥取県総務部長通知。以下「施行通知」という。）別表第2「オンライン結合を用いた個人情報の提供についての基準」に基づいて行うものとする。

## 岡山県がん登録届出票

ふりがな			性別	生年月日				
氏名			1.男 2.女	1.明 2.大 3.昭 4.平	年月日(歳)			
現住所								
診断名・発生部位 (ICD-10コードでご記入ください) 			コードが不明の場合は、この欄に日本語でご記入ください					
組織診断名 (組織コードでご記入ください) 			コードが不明の場合は、この欄に日本語でご記入ください					
T N M 分類 (UICC分類準拠)	手術された場合は術後のTNM分類をご記入下さい。	T	N	M	病期分類			
進行度分類	1. 上皮内がん 2. 原発器器に限局 3. 所属リンパ節転移 4. 隣接器器に浸潤 5. 遠隔転移 6. 不明							
初発・再発の別	1. 初発 2. 再発 3. 不明							
単発・多重の別	1. 単発 2. 多重 3. 多器 4. 多中心 (記載についてのお願いをご参照下さい)							
がん診断日	年月日 西暦の場合は4桁で、和暦の場合は年号を記入してください。(以下同じ)							
診断方法 (重複回答可)	1. X線・CT 2. アイソトープ 3. 超音波 4. MRI 5. 内視鏡 6. 細胞診 7. 組織診 8. その他							
治療方法 (重複回答可)	1. 手術 2. 内視鏡的手術 3. 放射線治療 4. 化学療法 5. ホルモン療法 6. 免疫療法 7. 対症療法 8. 溫熱療法 9. TAB・エタノール注 その他の )							
主たる治療の開始日(実施日)	年月日							
主たる治療は根治的でしたか	1. 根治的 2. 非根治的 3. 不明							
受診の動機	1. 集団検診(医療機関実施を含む) 2. 人間ドック(自発的検診) 3. 自覚症状(医療機関受診) 4. 他病治療中 5. 他医療機関より紹介 6. その他							
がん検診の有無 (1年以内にこの旨の)	1. 受けた 2. 受けない 3. 不明		喫煙の有無	1. あり 2. なし 3. 不明	喫煙量	1日平均	本年	
入院年月日	年月日			退院年月日	年月日			
前医療機関名								
他医療機関へ紹介した場合	(医療機関名)紹介年月日 )							
死亡年月日	年月日		死因	1. 原病死 2. 他因死 3. 不明	剖検の有無	1. あり 2. なし		
届出医療機関名				届出医療機関コード				
届出医師名				診療科				
この患者についての届出	1. 初めての届出 2. 既報あり			届出年月日				

メモ欄

## 岡山県がん登録事業体系図



※未実施

## 岡山県がん登録事業実施要領

### 1 目的

岡山県がん登録事業（以下「がん登録事業」という。）は、岡山県におけるがん患者の登録を実施することにより、がんの罹患、受療状況、検診の受診状況、生存率に関する動向等の把握と解析評価を行い、もって本県におけるがん対策の評価と推進に資することを目的とする。

### 2 事業の実施

- (1) 岡山県（以下「県」という。）は、（社）岡山県医師会、（社）岡山県歯科医師会、（社）岡山県病院協会、大学等の医療機関及び市町村その他関係機関の協力を得て、がん登録事業を実施する。
- (2) 県は、医療機関からのがん患者の届出受理、登録、集計及び分析等のがん登録事業に係る業務を（社）岡山県医師会に委託する。  
（社）岡山県医師会（以下「県医師会」という。）はこれらの業務を、岡山県医師会情報センター（以下「情報センター」という。）において処理するものとする。

### 3 届出の対象

届出の対象は、岡山県内に居住する者で、悪性新生物及び上皮内がんとされた者とする（ただし疑診を除く）。

### 4 実施の方法

- (1) 届出票の配布と届出
  - ① 岡山県がん登録届出票（別記様式。以下「届出票」という。）は、情報センターから各医療機関に配布する。
  - ② 県内所在医療機関の医師及び歯科医師は、岡山県内に居住するがん患者を診察した場合は、他の医師及び歯科医師からの届出の有無にかかわらず、届出票を情報センターへ届けるものとする。
  - ③ 情報センターでは、届出票のデータをディスクに入力することにより、登録を行う。
- (2) 補充調査及び追跡調査  
県は、統計法第15条第2項の規定により厚生労働省大臣官房統計情報部長から承認を受けた範囲において、人口動態調査（指定統計第5号を作成するための調査）を利用して、死亡小票転写票による補充調査及び人口動態調査死亡票コピーテープによる追跡調査を実施する。
- (3) がん検診受診状況の調査  
県は、集団検診及び精密検診の精度管理を行うため、登録された患者について届出票でがん検診受診状況を確認し、不明のものについては、市町村に調査協力を求めるものとする。
- (4) がん登録事業の実施報告  
県医師会は、がん登録状況の集計及び分析の結果を毎年、県に報告する。

### 5 結果の公表等

県は、県医師会から報告された集計及び分析の結果を年報にまとめ、毎年、公表するものとする。

また、県は、届出票を提出した医療機関等に対しては、その申請に基づき、その使用目的等を勘案のうえ、がん登録事業で得た情報を提供するものとする。その手続きについては、別途定める。

## 6 秘密の保持等

### (1) 秘密の遵守

がん登録事業に従事した医師その他関係者は、個々の患者について業務上知り得た秘密については、これを厳守し、他に洩らしてはならない。

### (2) 情報の消去

がん登録事業の補充調査及び追跡調査に利用した帳票、人口動態調査死亡票、コピーープ、フロッピーディスクの使用後の処置については、統計法第15条第2項の規定により厚生労働省大臣官房統計情報部長から承認を受けた方法により実施するものとする。

## 7 その他の

(1) 県は、岡山県成人病検診管理指導協議会成人病登録評価部会がん登録委員会を設置し、罹患率、受療状況、生存率等についての解析・評価を行う。

(2) 県は、補充調査、追跡調査の方法及び情報の保護の取扱いに関しては、別途定める。

### (附 則)

この要領は、平成4年3月2日から施行する。

この要領は、平成4年12月18日から施行する。

この要領は、平成8年1月1日から施行する。

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

この要領は、平成13年1月6日から施行する。

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

## 岡山県がん登録事業に係る情報の保護及び利用に関する規程

### 1 目的

岡山県がん登録事業（以下「がん登録事業」という。）に係る情報の取扱に関する秘密保持を徹底するため、業務の処理及び登録資料の利用に当たって必要な事項を定める。

### 2 登録

#### （1）秘密保持

がん登録事業に関与する者は、業務上知り得た個人並びに個々の医療機関の情報を他に漏らしてはならない。退職後も同様とする。

#### （2）情報の収集

収集する情報は、がん登録事業を実施するために必要な範囲にとどめるとともに、常に正しい情報の把握に努めなければならない。

#### （3）登録作業

個人情報を含む情報の転記は正確に行い、転記・複写作業における作業過誤の用紙類は、焼却又は裁断により廃棄するものとする

#### （4）（社）岡山県医師会（以下「県医師会」という。）におけるがん登録に係る業務（登録情報の提供業務を含む。）は、県医師会情報センター（以下「情報センター」という。）において、県医師会長が指定し岡山県（以下「県」という。）の承認を受けた業務従事者（うち、業務責任者を1名とする。）が行う。

#### （5）出張採録

業務従事者が医療機関に出張し、がん患者の情報を収集する場合は、あらかじめ対象となる医療機関に対して申請を行い、その承認を得た上出張し、所定届出票に必要事項のみを転記する。転記作業に当たっては、上記（1）及び（2）を遵守しなければならない。

#### （6）届出内容についての医療機関への問合わせ

登録作業上、届出内容について問合わせの必要が生じた場合、電話による問合わせは、業務責任者又は業務責任者が承認した業務従事者が、届出医療機関がん登録担当医（者）に対して直接行うものとする。また、文書により問合わせを行う場合は、親展表示の書留便によるものとする。

#### （7）原票等の保管

県医師会は、情報センターに送付された原票はすべて施錠キャビネットに保管するとともに、その他の収集した情報は、善良なる管理の下に保管し、不要となった場合は、直ちに焼却、消去又は裁断により廃棄しなければならない。情報を入力した光ディスク、フロッピーディスク等及び出力帳票の管理についても同様とする。

ただし、人口動態統計死亡小票の転写票及びその入力ディスクについては、使用期間終了後、情報センターから県に返還又は引き渡しの上、破棄するものとする。

#### （8）情報センター登録室の保守及び安全確保装置

県医師会は、登録室の情報処理システムが常に良好に稼働する状態に保つように努めるとともに、情報の漏洩、毀損の防止その他の情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

### 3 登録情報の利用及び提供

#### （1）利用の制限

登録情報は、がん登録事業の目的以外に使用してはならない。また届出原票は、いかなる場合も外部への提供等は行わない。

#### （2）届出医療機関への情報の提供

- ア 県医師会は、届出医療機関に対して、当該医療機関に係る届出患者の予後に関する情報（生死の別、死亡年月日及び死因をいう。以下「予後情報」という。）を提供することができる。
- イ 届出医療機関は、予後情報の提供を受けようとする場合は、予後情報申請書（様式1）により、県医師会に申込まなければならない。
- ウ 県医師会は、申込みがあった場合に、予後情報提供記録簿（様式2）に必要な事項を記入し、直接又は親展表示の書留便による郵送により情報を提供する。
- エ 届出医療機関は、情報の提供を受けた場合は、受領後の資料の取扱いに関する責任の所在を明らかにするとともに、入手した資料の保管について十分に配意することを誓約した予後情報受領書（様式3）を提出しなければならない。

### （3）公表されている情報以外の資料の提供

- ア 登録情報のうち年報等により公表されている資料以外の資料であって、生存する特定の個人が識別できるもの（以下「個人情報資料」という。）又は特定の個人が識別できないもの（以下「統計情報資料」という。また、両者を合わせて「登録資料」という。）を利用しようとする者は、目的、方法、対象等を記載した登録資料利用承認申請書（様式4）に誓約書（別紙5）を添付して、県に提出するものとする。申請した内容を変更しようとする場合も同様とする。
- イ 県は、アの申請があった場合において、当該申請に係る登録資料の利用が、次に掲げる基準のすべてに適合していると認めるときは、利用の承認をすることができる。
  - ① 登録資料の利用目的が、がん医療の向上又はがん対策の推進に資する研究であること、若しくは保健医療に係る政策の立案・評価であること（個人情報資料の利用については、研究目的であるものに限る）。
  - ② 利用者が、がんの予防、診断、治療に従事する医療関係者又はその研究者、若しくは県内市町村の保健衛生担当課であること。
  - ③ 利用する登録資料が、利用目的を達成するうえで必要な最小限の範囲内のものであること。
  - ④ 申請者において、登録資料から知り得た情報を外部に漏らさないような管理が適切に行われること。
- ウ イの規定による承認には、利用方法、利用する登録資料の範囲等について条件を付すことができる。
- エ 県は、イの規定による承認又は不承認をしたときには、遅滞なくその旨を様式6又は様式7により、申請者に通知（承認の場合は情報センター経由による）するものとする。
- オ 県は、登録資料（統計情報資料の場合を除く。）の提供にあたっては、利用期限を定めるものとする。利用期間は当該提供に係る承認の日から最長1年間とする。
- カ 県は、登録資料の利用承認の後、特別な事情があると認めるときは、才に規定する利用期間について、申請者から申請に基づき最長1年間の延長を承認することができる。
- キ 県医師会は、登録資料を提供する場合は、県の指示に基づき、申請のあった必要部分を登録原票から出力して提供する。この場合、県医師会は、登録資料提供記録簿（様式8）に必要事項を記入するものとする。
- ク 申請者は、登録資料を受領したときは、速やかに岡山県がん登録資料受領書（様式9）を、情報センターを経由して県に提出しなければならない。
- ケ 申請者は、登録資料（統計情報資料の場合を除く。）の利用期間が終了したとき、又は利用期間内であっても利用目的が完了したとき、その全てを速やかに破棄した上、直ちに登録資料破棄報告書（様式10）を、県に提出しなければならない。
- コ 申請者は、登録資料（統計情報資料の場合を除く。）の利用後、速やかに利用結果を県に報告しなければならない。また、登録資料を利用して行った研究の成果の公表に当たっては、

その内容について事前に県と協議するとともに、公表する全文（図表を含む。）の写しを県に提出しなければならない。

#### 4 その他

##### （1）他県がん登録との情報交換

地域がん登録事業を実施している他県との情報交換は、県を通じて行う。

##### （2）この規定に定めるもののほか、がん登録事業に係る情報の取扱いに関し必要な事項は、別途定める。

##### （附 則）

この規程は、平成4年12月18日から実施する。

この規程は、平成5年4月1日から実施する。

この規程は、平成6年4月1日から実施する。

この規程は、平成14年10月1日から実施する。

## 広島県がん登録届出票

※印は記入しないでください。

※受付 年月日 \*受付No

この届出票は退院時に作成してください。

ふりがな	性別	年齢	生年月日
入院患者 氏名	男 女	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成	年月日
カルテ番号 (病院のもの)			

現住所	市 区 郡 町 丁目
-----	------------------------

広島県  
※

\* 受付年月日

\* 受付No

H



臨床診断名								
① 部位 (詳細は要領参考)	左・右・両側・不明 (左右臓器がある場合は該当するものに○印)							
② 原発・再発	原発・局所再発・遠隔転移 <sup>※</sup> (原発部位： ) ・ 不明 ※今回登録する「がん」が転移がんの場合は上記( )内に原発部位を記入							
③ 診断年月日  (がんの診断が確定した日付)	診断年月日 西暦 年月日 ※初発(原発)がんの診断が貞院の場合は貞院での診断年月日を記入 ※原発がんの診断が他施設の場合は他施設での診断年月日および施設名を記入 ※局所再発および遠隔転移の場合は原発がんの診断年月日を、不明の場合は貞院でがんと診断した年月日を記入 他施設名( )							
④ 受診動機 (診断契機)	(受診までの経過で該当するすべてに○印) 1 任意の受診 2 制度による検診 3 任意の健康診断 4 検診での要精査 5 自科でフォロー中 6 他病の医療施設、自施設他の診療科からの紹介 7 割検 8 その他( )							
	*受診の際の自覚症状 a 有 b 無							
診断根拠	(該当するすべてに○印) 1 病理組織診断 2 細胞診 3 手術所見 4 内視鏡 5 画像診断 6 臨床所見 7 割検 8 腫瘍マーカー 9 その他( )							
病理組織診断名	(病理検査を行った場合はその診断名を記入してください。)							
⑤ 進行度	(該当するすべてに○印) 1 早期がん 2 上皮内がん 3 原発臓器に限局 4 隣接臓器への浸潤 5 所属リンパ節転移 6 遠隔転移 7 不明 (可能であれば病期を記入) Stage [ ]							
	(今回入院時行ったがんに対するすべての治療に○印) 1 手術 (内視鏡的切除を含む) (1)手術日; 西暦 年月日 (2)術式; (3)根治度; a 治癒切除 b 非治癒切除 c 非切除 d 不明 2 放射線療法 3 化学療法 4 内分泌療法 5 免疫療法 6 対症療法 7 その他( ) 8 無治療							
⑥ 治療内容	(過去に治療のある場合は、わかる範囲で初回治療についても記載) 1 手術 (内視鏡的切除を含む) (1)手術日; 西暦 年月日 (2)術式; (3)根治度; a 治癒切除 b 非治癒切除 c 非切除 d 不明 2 放射線療法 3 化学療法 4 内分泌療法 5 免疫療法 6 対症療法 7 その他( ) 8 無治療							
医療施設	施設名 診療科名 医師名							

\* 受付年月日

\* 受付No

H



\* 施設

P   

\* 科

\* カルテ番号

\* 市町村コード   

\* ICD-O-T

C  

\* 左右

\* 原発・転移

\* 原発部位

C  

\* 原発左右

\* 初発診断年月日

\* 初診断施設 P  

\* 動機

\* 症状の有無

\* 基準

\* ICD-O-M    

\* 進行度

\* Stage

\* 手術年月日

\* 根治度

\* 治療

\* 初回手術年月日

\* 初回根治度

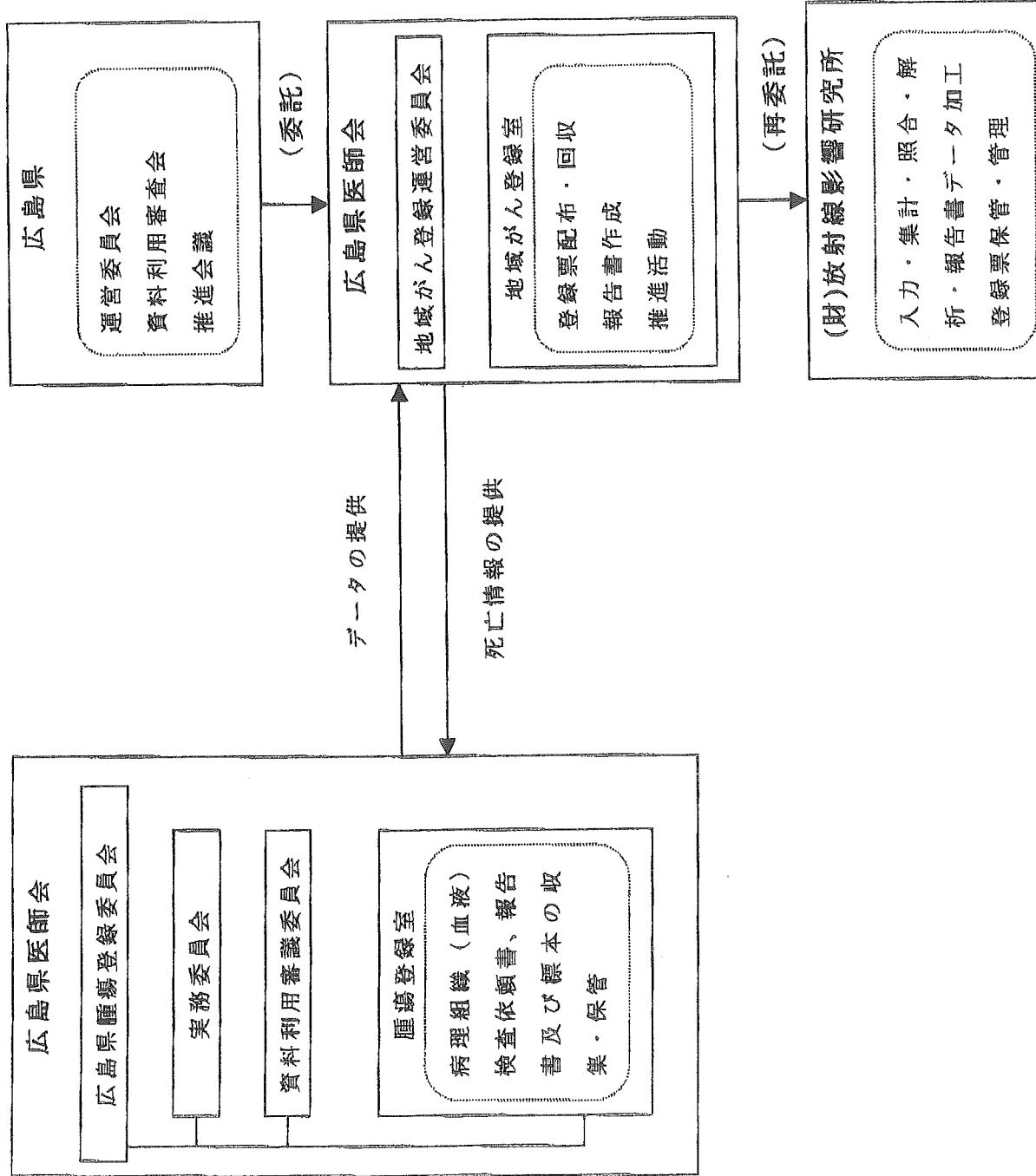
\* 初回治療

\* 潜在  \* 早期 \* 多発  \* 部検 

※ 平成17年4月より広島県医師会の腫瘍登録事業と広島県地域がん登録事業はデータの共有化をすることとなった。広島市医師会腫瘍統計事業は実施主体が広島市に移り広島市地域がん登録事業となっている。

# 広島県地域がん登録事業・広島県腫瘍登録事業組織図

## 広島県地域がん登録事業・広島県腫瘍登録事業関係組織図



## がん登録票の記入要領

(秘)

\* 登録票はがんの診断時及びがんによる死亡時に提出してください。

- 1 登録機関、電話番号、所在地および主治医は、スタンプ印でも構いません。
- 3 主治医は、内容の照会や助金の支払いのため、お書きください。
- 4 カルテ番号は、病院での整番号をお書きください。
- 5 患者氏名には、アリガナを必ずお付けください。
- 6 生年月日は、該当年号を○で囲み、正確にお書きください。
- 7 患者の現住所をお書きください。
- ※国外居住者の登録の必要はありません。
- 8 受診動機は、該当項目を○で囲んでください。
- なお、健診診断とは検診、ドックを示しています。
- 9 診断年月日は、診断確定日をお書きください。
- 10 臨床診断は、詳しい発生部位（裏面参照）などをお書きください。
- 11 組織診断は、国際疾病分類（裏面参照）で正確にお書きください。
- 12 進行度は、かかる範囲内で該当項目を○で囲んでください。

(注) 血液のがんはこの項目概不必要

- 13 死亡年月日は、がん患者が死亡した場合にお書きください。
- 14 備考には、再発がんや多重がんの有無、手術日、がん検診受診歴など登録の参考事項をお書きください。

\* 以下は記入しないでください。

## 【照会先】

- 登録票の補充は、神山県子防保健協会に御連絡ください。

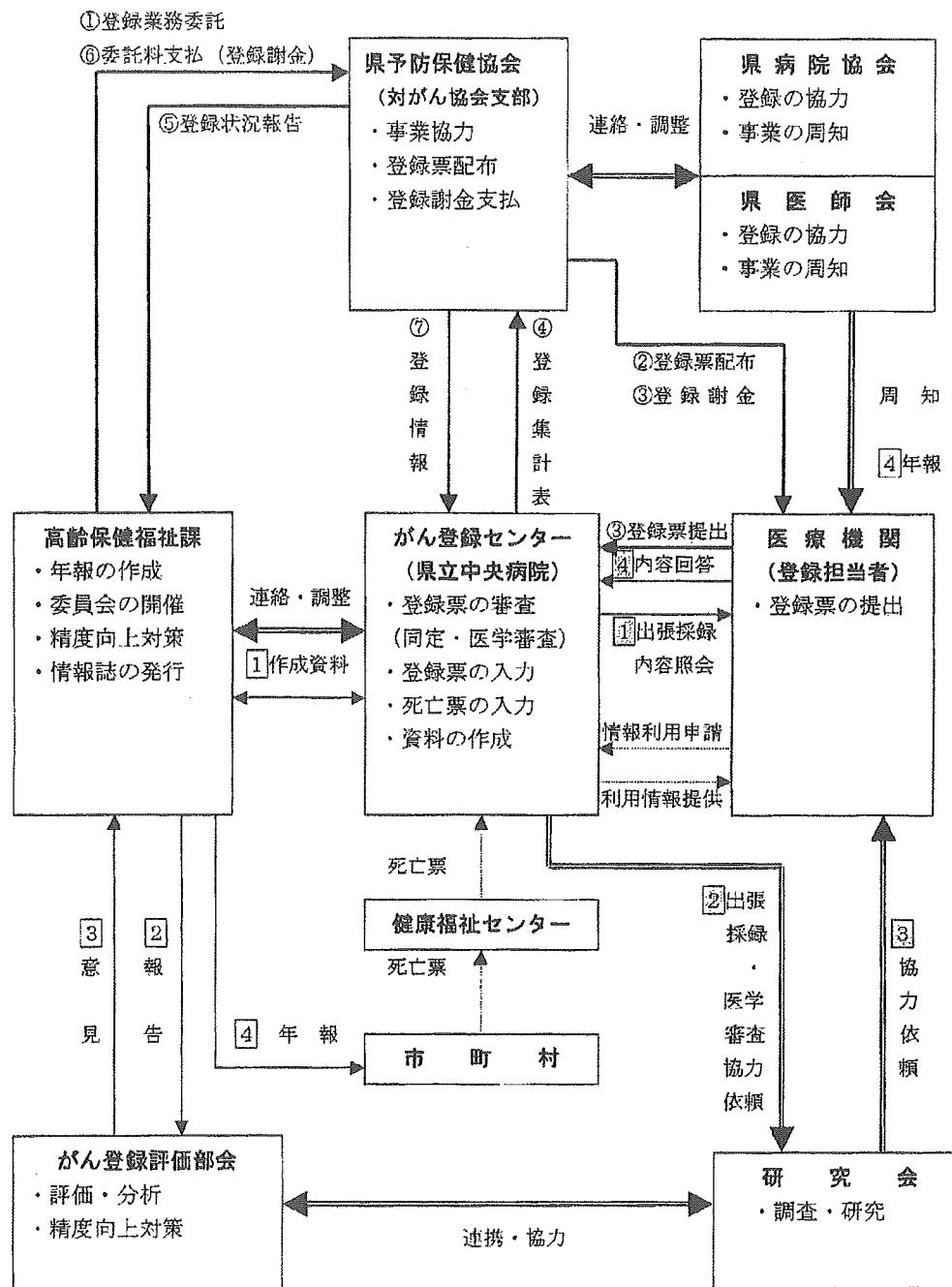
□ 083 (933) 0008

・御不明な点は、地域がん登録センターに御連絡ください。

□ 0835 (22) 4411 (県立中央病院内)

がん登録票	
※ 記入に当たり、裏面をお読みください。	
1 登録機関	□ ( )
2 所在地	
3 主治医	
4 カルテ番号	
5 患者氏名	
6 生年月日	M・T・S・H 年 月 日
7 現住所	山口県
8 受診動機	1 健診診断 2 自覚症状 3 その他
9 診断年月日	年 月 日
10 臨床診断	
11 組織診断	
12 進行度	1 早期 2 進行 3 不明
13 死亡年月日	年 月 日
14 備考	○再発がん・多発がん ○過去のがん検診受診歴: 前年(一次検診・精密検査) 1年以前
15 受付年月日	16 受付番号
17 登録番号	18 死亡票番号
※ 地域がん登録は、がんの罹患率や生存率などを推計し、がん対策推進のための基礎資料となります。登録票の提出に御協力くださるようお願いします。	

## がん情報収集登録事業の体系図



## 山口県がん情報収集登録事業実施要領

### (目的)

第1条 本事業は、近年における悪性新生物(以下「がん」という。)による死亡率の増加に鑑み、県内に発生したすべてのがん患者の登録を実施することにより、がんの罹患率及び生存率の推計等を行い、今後のがん予防対策の推進及びがん医療水準の向上に資することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 山口県は、山口県医師会(以下「県医師会」という。)、山口県病院協会、山口大学医学部、医療機関、山口県予防保健協会(以下「県予防保健協会」という。)、検診機関及び市町村等の協力を得て、本事業を実施するものとする。

### (評価部会の協力)

第3条 山口県は、本事業を効果的・効率的に実施するため、別に設置する山口県成人病検診管理指導協議会がん登録評価部会(以下「がん登録評価部会」という。)の指導・助言を得て、本事業を実施するものとする。

### (業務委託)

第4条 山口県は、がん登録(別記様式1号、以下「登録票」という。)の配布等業務について、山口県予防保健協会に委託する。

### (登録室の設置)

### 第5条

- 1 山口県は、本事業の実施に当たり、山口県立中央病院内に山口県地域がん登録センター(以下「登録センター」という。)を設置する。
- 2 登録センターの管理・運営の責任者として所長を置くこととし、所長は、山口県立中央病院病理科部長をもって充てる。

### (医療機関の担当者の配置)

第6条 医療機関及び検診機関(以下「医療機関等」という。)は、登録票の提出等業務を円滑に推進するため、本事業にかかる担当者の配置に努めるものとする。

### (登録の対象者)

第7条 本事業の登録対象者は、県内の医療機関等で、がんと診断された者及びその死亡者とする。

### (登録の方法)

第8条 がん登録の方法は次のとおりとする。

#### 1 一般登録

医療機関の医師が、第7条に規定する者を診断したときは、登録票に所要事項を記入の上、登録センターに提出するものとする。

また、検診機関の医師の場合は、登録票を県予防保健協会に提出し、県予防保健協会は、これを登録センターに提出するものとする。

## 2 死亡票の提出

健康福祉センターは、市町村から提出された当該月分の人口動態調査死亡票(人口動態調査令施行規則[昭和23年厚生省令第6号]第6条に定める様式第2号、以下「死亡票」という。)の写しを翌月10日までに登録センターへ提出するものとする。

## 3 出張採録

登録は原則として一般登録によるが、登録センターは、必要に応じ、医療機関の協力を得て出張採録を行うものとする。

## 4 補充登録

- (1) 登録センターは、死亡票から把握したがんによる死者の中で、一般登録が行われていない者について、その氏名、生年月日等を記入した登録票を医療機関に直接送付するか、又は、健康福祉センターを経由して、医療機関に補充登録を依頼する。
- (2) 依頼された医療機関は、登録票に所要事項を記入の上、登録センターに提出するものとする。

### (追跡調査の実施)

第9条 追跡調査の方法は、次のとおりとする。

- 1 追跡調査は、登録センターが、登録5年以後の者を対象として、毎年死亡票との照合により、生死の確認を行うものとする。
- 2 登録センターは、必要に応じて追跡調査依頼一覧表(別記様式2号)を健康福祉センターに送付し、健康福祉センターは、所要事項を記入の上、報告するものとする。

### (登録データの作成)

第10条

- 1 登録センターは、提出された登録票、死亡票の写し等に基づき、登録を行い、その資料を保管し、不要となった場合は、直ちに焼却により廃棄するものとする。
- 2 登録センターは、がんの疫学に必要な次の資料を作成し、関係機関に提出するものとする。

- (1) 登録数(届出精度)
- (2) 罹患数(罹患率)
- (3) 死亡数(死亡率)
- (4) 生存数(生存率)
- (5) その他必要な資料

### (用紙等の配布)

第11条 登録センターは、登録票の用紙及び封筒について、県予防保健協会を通じて、医療機関及び検診機関に配布するものとする。

### (秘密の保持)

第12条 本事業に従事する者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。退職後も同様とする。

(登録情報の利用申請)

第13条

1 個人及び個々の医療機関に関する以外の登録情報

個人情報及び個々の医療機関に関する以外の登録情報について、利用しようとする者は、登録センターに登録情報の利用を申請し、登録センターの所長が、これを適正であると認めるときは、がん情報収集登録事業に関する個人情報等の利用手続き要領に定める登録情報提供記録簿(別記様式4)に所要事項を記録の上、申請者に利用情報を提供する。

2 個人及び個々の医療機関に関する登録情報

個人及び個々の医療機関に関する登録情報(以下「個人情報等」という。)について、利用しようとする者は、別に定めるがん情報収集登録事業に関する個人情報等の利用手続き要領に従うものとする。

(登録の推進月間)

第14条 登録票は、原則として臨時提出するものとする。毎年、2月(生活習慣病予防週間)及び9月(がん征圧月間)を提出推進月間とする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、がん登録評価部会と協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和61年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

## がん情報収集登録事業に関する登録情報の利用手続要領

### (目的)

第1条 本要領は、山口県がん情報登録事業実施要領第13条に基づき、本事業の個人及び個々の医療機関に関する登録情報(以下「個人情報等」という。)の利用手続きを定めることにより、個人及び個々の医療機関の秘密を保護することを目的とする。

### (利用の申請)

第2条 個人情報等について、利用しようとする者は、山口県地域がん登録センター(以下「登録センター」という。)を経由して、知事に個人情報等利用申請書(別記様式1号)を提出する。

### (利用の基準)

第3条 知事は、第2条の規定に基づく申請があったときは、山口県成人病検診管理指導協議会がん登録・評価部会(以下「がん登録・評価部会」という。)の意見を聴いた上、当該申請に係る個人情報等の利用が、次に掲げる基準のすべてに適合していると認めるときは、利用の承認をすることができる。

- 1 個人情報等の利用が、がん予防対策及びがん医療水準の向上に寄与するものであること。
- 2 利用する個人情報等が、利用目的を達成する上で必要な最小限度の範囲内のものであること。
- 3 個人情報等の利用を申請した者(以下「申請者」という。)が、過去に登録票を提出した医師及びその所属機関の医師又は山口県成人病検診管理指導協議会の当該部会長が推薦した医師等であること。
- 4 申請者が、個人情報等から知り得た情報の管理を適切に行うことができる者であること。

### (利用条件の付与)

第4条 知事は、承認に当たり、利用の方法、利用の範囲等について、条件を付すことができるものとする。